

令和 9 年度に向けた施策構築方針

1 現状認識

(1) 人口減少社会への対応

我が国の人口は、令和 2 年国勢調査によると 12,615 万人、令和 7 年国勢調査（速報）によると 12,305 万人と平成 22 年以降減少傾向にあり、厚生労働省が発表した令和 7 年人口動態統計月報年計（概数）における合計特殊出生率では 1.14 と前年比 0.01 ポイント低下し、国全体で人口減少、少子化が進んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和 8 年から令和 28 年の 20 年間に於いて、生産年齢人口は 1,500 万人超、2 割以上が減少する見込みである。

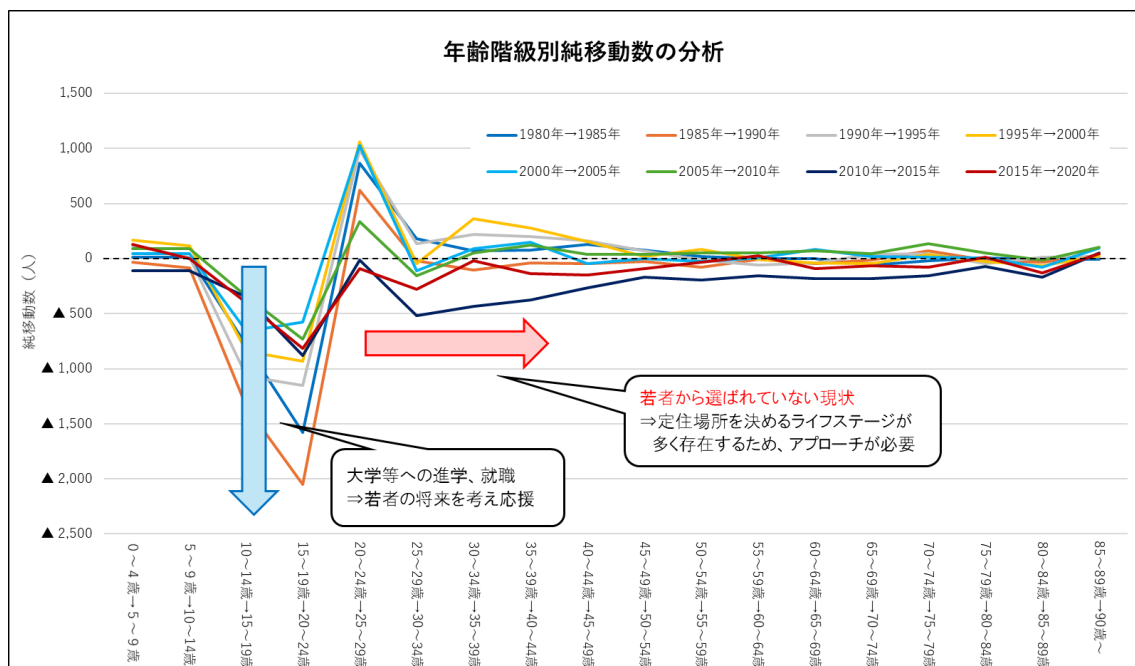
こうした状況を踏まえ、国においては、令和 8 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」で、少子化傾向の反転と人口減少に対応した社会経済の再構築を両面で進める方針が示され、令和 8 年末を目途に「人口総合戦略（仮称）」を策定すべく検討が進められている。あわせて強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進し、豊かな生活環境や、若者や女性に選ばれる地方の実現をめざすとされている。

市の人口は、国勢調査によると、平成 17 年の 124,498 人をピークに減少を続けており、令和 7 年国勢調査（速報）では、108,085 人と、5 年前に比べて 5,551 人が減少した。また、令和 5 年 12 月に公表された社人研による「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」においても、令和 32 年には 82,316 人となる見通しで、今後も人口減少が続くと予想されている。さらには、令和 6 年 4 月に「令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」として地域の持続可能性を分析した報告書が人口戦略会議から公表された。本市は消滅可能性自治体には該当しなかったものの、若年女性人口が大きく減少していくことから、人口動態は厳しいと予測されており、消滅可能性自治体の一歩手前といえる状況である。

人口減少の主な要因は、出生数の減少と死亡者の増加となっている。本市における令和 5 年の合計特殊出生率は 1.33 で県全体の 1.35 を下回り、10 年前には年間 1,000 人を超えていた出生数が、現状では 600 人台と大きく減少していることは大きな課題であり、早急な対策が必要である。

また、転入・転出による人口移動では、転入が 2,900 人程度に対し、転出が 3,300 人程度を推移しており、転出超過が続いている状況である。なかでも年齢階級別純移動数（図 1）をみると、若者世代の人口流出が顕著である。10 代後半から 20 代前半までの進学等による転出者については、未来を牽引する学びや活躍を応援する一方で、20 代

から 30 代にかけて転出超過が続いている近年の動向を踏まえ、若者が本市を選べない又は選ばない要因に的確に対応していく必要がある。



出典：長浜市人口ビジョン（令和7年3月策定）

図1 年齢階級別純移動数の時系列分析

人口減少、少子高齢化は、社会を支える土台が小さくなることを意味し、その結果、労働力と消費者の減少、国の成長力や産業競争力の低下、社会保障費の負担増、財政悪化等、様々な分野で重大な問題を引き起こす恐れがある。

こうしたことから、本市において人口減少対策は最重要課題であり、特に少子化と若者の転出超過に対する対応策が必要である。本市では、これまでにデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合的な地方創生施策に取り組んできたが、人口減少・少子高齢化は依然として歯止めがかかっていないことから、さらなる対応が求められる状況となっている。

また、近年のデジタル化の進展や地方移住に対する関心も取り込みながら、引き続き本市の魅力を活かした地方創生策の検討が必要である。加えて、幅広いこども施策を総合的に推進するために「長浜市未来こども若者計画」を令和7年3月に策定し、国県と連携した具体の取組を進めており、継続した取組を進めていくことが重要である。

滋賀県においても、令和5年度から令和9年度までの5年間、県北部の関係人口を増やす取組「北の近江振興プロジェクト」を実施されており、県北部で先行的に地域資源を活かした魅力ある地域づくりや未来を支える人材の育成等の推進に向けて、本市の取組と連携を進め、相乗効果を生み出していくことが求められている。

（２）持続可能な医療体制の構築と地域経済の自立の必要性

本市が直面する人口減少と少子高齢化という深刻な課題に対応するためには、市民の安心・安全を支える医療体制と、若者が市内で働き定着できる地域経済の基盤を同時に構築することが不可欠である。

市立二病院は、市民の命を守る最後の砦であり、医療従事者の皆様は地域にとって欠かせない存在である。しかし、経営はひっ迫した状況にあり、現状のままでは市の繰出しが膨らみ、市の財政運営全体にも深刻な影響が及びかねない。市民の安心、働く環境、そして市の持続可能性を判断の軸として、病院の規模や機能、日赤との役割分担、財政負担の見通し、働く環境への影響まで含めた複数の選択肢を示し、市民や関係者等と共に考えながら、最適な道筋を形にしていく必要がある。あわせて、長浜市立湖北病院の整備は、過疎地域の医療を守る上で欠かせない課題であり、速やかな整備をめざしつつ、財源と市民負担を正面から整理し、将来世代に過度な負担を残さない道を選び抜く必要がある。

一方、若者の市外流出を抑制し、本市を選択肢とするためには、市内で働く機会の充実が重要である。地域経済のさらなる活性化をめざして、これまで本市を支えてきた地域産業の持続的な発展を支援していく必要がある。本市の地の利を活かし、成長が期待される産業分野の企業誘致や本社機能移転を促進し、地域産業の多角化と雇用機会の拡大を図るとともに、若年世代が市内で働くことが選択肢となるよう、情報発信等に取り組む必要がある。

企業誘致の条件整備や働きやすくやりがいのある職場環境の実現を推進するとともに、起業家・創業者の育成と雇用確保を支援していくことが、若者の定着と地域経済の自立につながり、本市が抱える「人口減少」や「若者の市外流出」といった重要課題の解決に資するものである。こうした医療体制の整備と地域経済の活性化を両輪として推進することで、市民が安心して暮らし、働き続けられる基盤を築く必要がある。

２ 施策構築の考え方

全国的に人口減少と少子高齢化という深刻な課題に直面するなか、本市においても令和 12 年以降の人口 10 万人割れが迫るなど、依然として厳しい動態予測の一步手前にある。この危機を乗り越え、持続可能な地域社会を築くためには、市民一人ひとりが地域の価値を再発見し、自信と誇りを持って未来を切り拓く魅力あふれるまちづくりを推進しなければならない。

施策構築にあたっては、「みんなで未来をつむぐまち」を次期総合計画基本構想のめざすまちの姿に掲げ、令和 20 年度における本市の人口を 97,000 人以上とする目標に向け、今行うべきことを逆算する「バックキャスト」の視点を強く意識する。同時に、

「改革と対話」を基本姿勢に、市民生活を守る取組と、将来を見据えた構造的課題への対応を先送りすることなく進めていく。

そして、「長浜での暮らしを選択する若者を増やす・定着させる」ことと、「人口減少下にあっても持続可能な自治体経営を確立する」という 2 つのテーマを両輪として進め、限られた経営資源の最適化と重点化を図る。

具体的には、（１）市立二病院の再建と再編により持続可能な医療体制を構築し、市民の安心・安全の基盤を整備する。（２）産業立地・企業誘致と企業成長支援を通じて地域経済の自立と雇用創出を推進する。（３）子育て政策の充実と若者の定着により、子育て世代が安心して暮らし、若者が市内で働き続けられる環境づくりを進める。（４）地域の特色に応じた持続可能な発展として、中心市街地から周辺部まで、地域ごとの歴史文化や自然環境等の特色を活かしたまちづくりを進め、地域全体の活性化を図る。これらの施策を通じて、市民が安心して暮らし、働き続けられる環境づくりを進める。

3 取り組むべき施策の柱

「2 施策構築の考え方」を踏まえつつ、次期総合計画基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けて、市長が2期目に掲げる以下の4つの重点課題への対応に必要な施策・事業に重点を置き、検討を進めることとする。

（１）市立二病院の再建と再編

市立長浜病院と長浜市立湖北病院の再編を見据え、経営の健全化と持続可能で質の高い医療提供体制の構築を図る。

（２）産業立地・企業誘致と企業成長支援

地域経済の活性化と雇用創出のため、積極的な企業誘致や産業用地の整備を推進するとともに、地域産業の強化を図る。

（３）子育て政策の充実と若者の定着

子育て世代が安心して暮らせる支援策の拡充や、若者が市内で働き定着できる魅力的な環境づくりを図る。

（４）地域の特色に応じた持続可能な発展

中心市街地から周辺部まで、地域ごとの歴史文化や自然環境等の特色を活かしたまちづくりを進め、地域全体の活性化を図る。

4 取組を検討する上で留意すべき事項

本方針に基づき事務事業を立案・執行するにあたり、次期総合計画基本構想に定める行政経営の3つの方針（①市民が主体のまちづくり、②持続可能な自治体経営、③地域生活圏の形成と公民連携）を前提としつつ、以下の点に留意すること。

（１）特別推進事業の整理

令和9年度から、重点課題に資する新規・拡充事業を「特別推進事業」として募集し、市長政策レビュー等を通じて経営資源の重点化を行う。ただし、特別推進事業に決定したことにより、次年度の予算額が保証されるものではない。

特別推進事業の検討にあたっては、市長の任期である4年間で1つの節目と捉え、令和12年度までに一定の成果が着実に得られる事業（財源も含めて）を検討すること。

（２）総合計画を実現する施策立案

次期総合計画基本構想のめざすまちの姿「みんなで未来をつむぐまち」の実現に向け、課題に対して「改革」を進め、部局の垣根を越えた「対話」により多様な知識や斬新な発想を持ち寄ること。あわせて、総合計画策定に向けた若手ワーキンググループによる政策提言も広く参考にし、施策立案を進めること。

（３）確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

人口動態に具体的な改善をもたらすため、各種統計や地域経済分析システム（RESAS）等の客観的なデータ、市民意識調査の結果、こども若者の声を反映した効果的な施策立案に努める。また、施策の効果を検証するための適切な KPI（重要業績評価指標）を設定すること。その際、分野別計画との整合性に留意すること。分野別計画の既存指標を使用できる場合は、同一の指標を設定し、使用することが困難な場合は、分野別計画に掲げる指標を達成するための詳細な指標を新たに設定する。

（４）市民主体のまちづくりと多様な主体との連携による持続的な施策構築

市民自治基本条例の精神を尊重し、市民と市が対等な立場で協働する分かりやすく開かれたまちづくりを進め、シビックプライドの醸成やコミュニティの地域力向上を図る。性別や年齢、国籍を問わず多様な主体の参画を促し、国、県、近隣市町、企業、大学等との連携や外部の若い力の活用を積極的に検討すること。その際、ノウハウや資金面を含め、地域内で経済的な循環を生み出せるよう持続可能な工夫を行うこと。

(5) 持続可能な自治体経営と地域生活圏の形成

人口減少とニーズ多様化のなかで質の高いサービスを将来にわたり提供するため、新技術の導入による行政実務の抜本的改善など経営資源の最適化を進め、持続可能な行政運営と広域連携を推進すること。また、近隣市町と公共私との連携による地域生活圏の形成を図ること。公共施設の整備・運営には民間の資金、ノウハウ、専門知識を積極的に活用し、適切な役割分担のもとでサービスの充実、効率化、地域の魅力創出を推進すること。

(6) 既存施策の見直しと健全財政の確保

特別推進事業をはじめ、新たな事業を進める上で財源をはじめとする経営資源を生み出すため、既存施策の必要性等を十分検証し、効果の低い事務事業については廃止や統合等を行うこと。その場合は、関係部署や関係団体と事前に十分調整を行うこと。

また、本市財政は基金残高が減少傾向にあり、扶助費や人件費等の義務的経費が増加する一方で主要一般財源は不足し、財源不足の拡大が見込まれる厳しい状況にある。将来世代に負担を先送りしない持続可能な行政経営を確立するため、「健全財政に向けた取組方針」に基づき、行財政改革と歳入確保などの取組を徹底すること。